

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会

(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1 号双葉・韮崎・清里幹線 (中部横断自動車道) の  
都市計画に関する申し入れ書

■ 申し入れ事項

申し入れ

回答

国交省が事業者として進めている中部横断自動車道 (長坂～八千穂) の建設計画に関し、山梨県は 2019 年 5 月 22 日、国交省関東地方整備局長あてに「都市計画法に基づく事務手続きを行うこととした」という文書を送付し「環境影響評価法に従い、都市計画決定権者が環境影響評価の手続きを進めることとなる」と通知しました。そして山梨県は環境影響評価法第 46 条に基づき事業者である国交省に対して環境影響評価の現地調査の協力依頼を行い、現在、国交省甲府河川国道事務所が現地調査を行っているところです。

その環境影響評価の手続きと並行して山梨県が行うこととなる都市計画手続きに関し、都市計画法では都市計画が複数の市町村にまたがる場合には都道府県が都市計画案を作成すると定められているにもかかわらず、現在その都市計画の資料等を都市計画決定権者の山梨県ではなく甲府河川国道事務所が代わって作成していますが、これは法を逸脱する行為に他なりません。

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会 (以下、沿線住民の会) ではこのことに疑念を抱き、山梨県に対して甲府河川国道事務所へ都市計画決定の資料や説明会の資料作成を依頼し実質的に都市計画案を作成してもらっている法律的な根拠を問い合わせました。山梨県都市計画課はこれに対して 2023 年 4 月 4 日、「法律に基づくものではなく……都市計画決定を行うために必要となる資料の提供等を、事業予定者である国土交通省に協力依頼しています」と文書で正式に回答しました。山梨県が都市計画に関して国交省に行っていた協力依頼には法律の裏付けのないことがこの回答で明らかとなりました。

山梨県のこのような協力要請を受けて、国交省は 2021 年 4 月に民間企業であるパシフィックコンサルタンツ (株) に対して都市計画決定資料の作成を委託しました。しかしながらこの会社が標記の都市計画道路にかかわる甲斐市、韮崎市、北杜市の現地の状況を地元自治体である山梨県よりも詳しく把握しているとは到底考えられません。都市計画決定の資料等は当該自治体が作成してはじめてその正確性、妥当性が保証されるものと言え、それ故、委託先のこのコンサルタント会

社が作った都市計画決定の資料についてもその信ぴょう性に大きな疑問があることは明らかす。

沿線住民の会では2023年5月18日、甲府河川国道事務所に対して地方自治体が行う都市計画案や資料等の作成を国交省が代わって行っているのはおかしいとその理由を問い合わせたところ、担当者の大和田宣雄地域防災調整官は「山梨県の協力依頼で行っている」と返答しましたが、その協力依頼が法律に基づくものでないことを認めました。沿線住民の会では「山梨県の都市計画に関する協力依頼は法律に基づくものでないのだから、国交省が公金を使ってそれに協力するのは法律を逸脱している。都市計画決定に関する資料の作成などの作業の中止を求めます」と要請したところ、大和田地域防災調整官は「必要だからやっている。必要なものは法律に基づいていないものでもやります」と回答しました。

以上の経過から、次の事項を国交省に申し入れます。

<p>1. 都市計画決定及び都市計画案の作成は都市計画法で自治体の業務と定められています。</p> <p>従って国交省が自治体に代わって都市計画の資料等を作成するのは法を逸脱しているだけでなく、計画予定地の地元自治体の責任をあいまいにするもので、その自治体の不作為を助長することにもなり国としてやるべきことではありません。</p> <p>また国交省甲府河川国道事務所は地元自治体の山梨県ほど地域の特性や現地の具体的な実情を把握しきれていないのが実情であり、都市計画作成の業務を民間のコンサルタント会社へ委託・代行させるならば建設計画予定地の国民、県民らは更に不利益を被ることになります。このような事態は公共事業の在り方、道路行政の手続き上、法治国家として許されるものではありません。国と自治体の正当性・透明性のある関係性を取り戻すことが必要です。それ故国交省甲府河川国道事務所が行っている、標記の都市計画道路に関する都市計画決定の資料の作成等の作業を中止することを求めます。</p>	<p>令和元年5月22日に山梨県知事から事業予定者である関東地方整備局長へ協力依頼があり、事業予定者として環境影響評価、ルート・構造の検討など、必要な協力を行うものであり、都市計画法に基づく手続きは山梨県が実施すると認識しております。</p> <p>甲府河川国道事務所では、地域の特性や現地の具体的な実情の把握は、文献調査や現地調査並びに、必要に応じ、地元自治体より情報の収集を行い確認・把握しているところです。</p>
<p>2. 山梨県は地元自治体としての責任をあいまいにして、本来、都市計画決定権者としての山梨県が検討・作成すべき都市計画案や準備書案の資料作成までも国交省に「協力依頼」という名目で丸投げしています。国交省は適正な手続きを経ないで得たこれらコンサルタント会社委託の成果物を、山梨県に提供することのないよう求めます。</p>	<p>甲府河川国道事務所では、関東地方整備局の業務契約手続きに関するルールに則り、適正な方法で当該作業を専門的に実施した経験・能力を持つコンサルタント会社を選定し、業務委託契約を結び、契約書、仕様書に基づき適切に業務を実施しております。</p> <p>令和元年5月22日に山梨県知事から事業予定者である関東地方整備局長へ協力依頼があり、事業予定者として環境影響評価、ルート・構造の検討など、必要な協力を行うものであり、都市計画法に基づく手続きは山梨県が実施すると認識しております。</p>
<p>3. 民間コンサルタント会社へ繰り返される契約更新で、多額の税金が使われ続けている事業実態があります。法律に基づかない山梨県の協力要請による税金の不適切な支出を止めるよう求めます。</p>	<p>甲府河川国道事務所では、関東地方整備局の業務契約手続きに関するルールに則り、適正な方法で当該作業を専門的に実施した経験・能力を持つコンサルタント会社を選定し、業務委託契約を結び、契約書、仕様書に基づき適切に業務を実施しております。</p> <p>令和元年5月22日に山梨県知事から事業予定者である関東地方整備局長へ協力依頼があり、事業予定者として環境影響評価、ルート・構造の検討など、必要な協力を行うものであり、都市計画法に基づく手続きは山梨県が実施すると認識しております。</p>
<p>なお、この申し入れに対して文書での回答を6月14日までに求めます。</p>	